

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年1月23日

広島県公安委員会

委員長 深 田 成 子

広島県公安委員会規則第2号

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則 の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和39年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表2 交番の部広島県広島西警察署の款福島町交番の項中「福島町交番」を「中広交番」に、「小河内町一丁目」を「中広町一丁目」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、平成29年1月26日から施行する。